

## 令和3年4月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和3年4月22日

開会：午前10時00分～午前11時10分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 堀 俊 一

委 員 杉 岡 佐 緒 理

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

総務課長 加藤 久隆 学校管理課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 教育センター長 佐々木 幸子

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。ただいまから、教育委員会4月定例会を開会します。本日、江端委員におかれましては、ウェブ会議システムで参加していただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1「会期について」をお諮りいたします。本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

それでは次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は渡邊委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 次に、日程第3「前回会議録の承認について」お諮りいたします。既に委員の皆様には、2月12日に開催いたしました教育委員会2月定例会会議録案を配布しております。原案どおり、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、教育委員会2月定例会会議録案については、承認することといたします。

それでは次に、日程第4、議案第16号「学力向上に係る目標値の設定について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第16号「学力向上に係る目標値の設定について」。

学力向上に係る目標値の設定について、次のとおりとする。

令和3年4月22日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第16号「学力向上に係る目標値の設定について」につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページから3ページを御参照ください。

「1、趣旨」について、本市におきましては、「生きる力」の要素である「確かな学力」を育むため、学力向上プランを策定し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進、自学自習力の育成に向けた取組みを進めているところです。

また、それらの取組みの検証・改善を行うため、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえた上で、全国学力・学習状況調査を活用し、本市の子ども達の学力や学習状況の把握に努めております。

令和元年度以降、学習状況に係る児童生徒質問紙調査（6項目）の目標値を設定し、本市の子ども達の学習状況の一層の改善に向け、学校・保護者・教育委員会の連携を図りながら、授業改善の推進及び自学自習力の育成に係る取組みを推し進めております。その中で、児童生徒質問紙調査の結果より、中学校等の家庭での勉強時間を除く全ての項目で改善が見られ、授業改善及び予習・復習の習慣化については、全国水準を上回るとの目標を達成することができました。一方、家庭での勉強・読書時間においては、達成に至っておりません。

令和3年度以降につきましては、引き続き現行の目標値を設定しつつ、6項目全ての早期達成を目指し、新たな守口市学力向上プランに基づいた取組みを、スピード感をもって着実に進めていくこととします。

「2、市の目標値の設定について」は、授業改善及び自学自習力の育成に係る児童生徒質問紙調査の結果が全国水準を上回る状況を達成し、学力全般において大阪府水準ひいては全国水準の学力の定着を目指すこととし、目標としましては学習状況に係る児童生徒質問紙調査（6項目）全てを全国水準以上にすることです。

調査項目は、授業改善の視点として、「1. 授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」、「2. 自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している」、「3. 話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」の3項目における肯定的回答の割合、自学自習力の育成の視点として、「4. 家で授業の予習・復習をしている」の肯定的回答の割合、「5. 学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間」について、小学校等で30分以上、中学校等で1時間以上の割合、「6. 学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間」について、小学校、中学校等ともに10分以上の割合で見ます。項目の1から4につきましては、先ほども触れましたが全国水準を上回る目標を達成している項目で、数値目標を立てるといことがなじまないと考え、現状値を毎年度向上させていくという目指す方向性を設定しました。

2 ページに移りまして、目標の達成に至らなかった項目の5、6について、学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間及び読書時間につきましては、令和6年2月の目標値を全国水準とし、毎年度目標値との差を縮めていくように設定しております。目標値の達成時期は、現在の守口市学力向上プランの最終年度に合わせております。

公表方法につきましては、市、府、全国の平均を広報誌やホームページを通じて公表することとします。

「3、学校の目標値の設定について」ですが、目標は、市の目標の達成に向け、市の目標値を意識しながら各学校が自校の実情を踏まえ、何%の向上を目指すのか目標値を設定します。調査方法の対象ですが、これまでは小学校等6年生及び中学校等3年生につきましては、全国学力・学習状況調査の結果のみを把握しておりましたが、その結果を受け年度末の卒業時までの状況を把握するため、小学校等は4年、5年、6年生。中学校等は1年、2年、3年生に広げております。

実施時期につきましては、現状値となる昨年度末2月の数値を参考にし、当該年度の具体的な取組み計画を立て、全国学力・学習状況調査等の結果と合わせて、2学期以降の取組みの改善に生かすための7月、さらに3学期以降の取組みの改善に生かすための11月、その年度の達成状況を把握し、次年度の取組みに生かすための2月、と年間3回実施いたします。達成時期として学校は、毎年度2月の調査時の数値を見ます。

公表方法として、各校が全国学力・学習状況調査の結果を公表する際、自校の成果や課題が見られた学習状況に係る調査項目に加え、目標値を設定した6項目の達成状況を学校だより等の文書を通じて公表することとします。

以上、誠に簡単な説明でございますが、学力向上に係る目標値の設定案について、説明させていただきました。これまでの学力向上に向けた取組みをさらに進めるため、学力向上に係る目標値の設定につきまして、よろしく御審議の上、御決定賜りますよ

うよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 学力向上に係る目標値の設定についての案ですけども、異議はございません。ただ、少し思いを述べさせてもらってよろしいでしょうか。

まず、調査項目の1、2、3について、これは、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善というのを守口市全体が目標を1つにして取り組んできた成果が出てきてると。これは非常にうれしいことで、関係者の方は御苦労されたことが報われる結果が得られるということは励みになります。それと、4番目の家で授業の予習・復習をしているというのが、全国水準より守口市は高くなっております。このことは、授業における学習の家庭における振り返りが習慣化されている子どもさんの割合が増しているというふうに解釈できるわけです。今度、新たな市学力向上プランの中に、授業と家庭で連続的に学習を見ていこうと、学びを見ていこうということが1つのキーワードになっております。これは、この全国水準を上回ったということに満足せず、ここが大事だという学びの重要性をさらに重視していこうという守口の意気込みが感じられます。

次に、先ほど説明がありましたように、5、6の勉強時間、読書時間に関しまして、全国水準に達してないという点にポイントを置かれて、さらに研究されることだと思いますけども、学校の授業以外の勉強時間が目標に達している子どもさんの割合が高まれば高まるほど、例えば、数学、国語などの学力テストの教科の点数が相関的に上がるんですね、全国的にそうなんです。ここで守口市が、そこをもう一つ力を入れていこうということは、非常にありがたいことだなと思います。そこで、もしも考慮していただけるならば、守口市の中でも、例えば授業以外の平日1日当たりの勉強時間が全くないお子さんが、前々回ぐらいでしたかね、資料で数値として現れておりました。これは、集団と個の問題があると思いますけども、集団として守口市として授業と家庭の連続性で、いかに子ども達の学習意欲を高めていくかというのはいいんです。

しかし、そこになかなかついていけないお子様もいらっしゃるんじゃないかなと。だから、全くしないお子様にも、守口はスポットを当てております。そこに、ちょっとカウンセリング的な要素も踏まえて、心の問題もあるんじゃないかなと思うんです。ぜひ、そういう全くしないお子様にスポットを当てて、対策を講じると。Aという学校はこういう対策を講じてみて、こういうふうな成果が得られたんだと。全くしない子が、少しでもするようになった。それをみんなが称賛すると。安心する居場所が確保できると。そういうふうになればいいなと思います。今もやっておられますけども、さらに勉強時間とか読書時間というこういうキーワードを取り上げるわけですから、やはり成果が上がると。学校の現状の目標はもちろんありますけど、子どもさん個々の目標もあると思うんですよ。学校はこのパーセントページだけでも、個々は全くできないゼロなんだけども、少なくとも10ぐらいは頑張ろうとかですね。そういうのを温かく称賛してあげるのも、守口だと思うんです。そういう思いも込めて、目標値の設定というので一番守口がいいのは、上からの目線じゃなくて、現場の実情を踏まえて現状より少しでもというふうな、それを全体でやっていこうという、そういう力強い教育理念がありますので、ぜひそういうことをこれから期待したいなと思います。

ありがとうございました。

○教育長     ありがとうございました。

御意見として承っておきます。何か補足ありますか。

○事務局     ただいま御意見いただきまして、どうもありがとうございます。

まず、学力向上プランに今回示している点と、今回委員から御指摘のあった点と一致してる部分がありますので御紹介させていただきますけども、今回の学力向上プランでは、子ども達の非認知能力を高めていくことを重要視しております。委員からも今ありましたように、学校全体の目標だけではなく、子ども達一人一人が目標を持ってそれに取り組んだことによって成果が現れたことを、学校の教職員が子ども達一人一人に称賛の言葉をかけ、また子ども達同士で頑張ったことを称賛しあうことが子

も達の自己肯定感を高めることにつながっていくと考えています。そのことが子ども達が様々な取組みを進めていく上で大変重要であり、学力向上にもつながっていくと確信しております。

今、御意見いただきましたことを、ぜひ学校に伝えさせてもらい、各学校が家庭学習を定着させるために作成している学習カードなどに、こういった全体的な目標だけではなくて、一人一人の子ども達がさらに高みを目指して目標設定して頑張れるように取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○教育長 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 発言してもいいでしょうか。

○教育長 お願いいたします。

○委員 目標値設定の原案に賛成でございます。そのことでお願いがあります。ぜひ、目標値設定の意義、目標値そのものを、児童、生徒、保護者、教職員での共有。実際の推進に向けた継続的な取組みを希望いたします。たよりを配付した、ウェブにアップしただけでは、受止め方の度合いはかなりの開きが出てくると思います。ぜひ、創意工夫をして伝えきることに注力することが重要と思います。守口市の子ども達の一層の成長を祈念いたします。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。

○事務局 委員から御意見いただきました。大変ありがたく思います。やはり、委員がおっしゃったとおり、目標値を設定して学校教職員だけがこのことに注力するだけではなく、そのことを子ども達と共有すること、また、保護者の方にも御理解いただくことが、大変重要であると考えます。ぜひ、今御意見いただきましたことを各校にまた伝え、具体的にどのようにしていくか学校と相談しながら進めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 ちょっといいですか。

守口がすばらしいと思うのは、全国学力の場合は6年と3年が対象なんですけども、それを4年、5年、6年、それから中学校の1年、2年、3年というふうに、年齢も縦軸からいきますと4から3までの発達を捉えることができるんですね。横軸として、7月、11月、2月というポイントを決める。それぞれ、評価の目的がありますよね。ここで結果が出たら、それを改善していくと。プランニングでも僕はいつも言ってる部分が、非常にきめ細かい7月、11月、2月。ここら辺で取ることができるわけですね。だから、子どもの成長というのを肌で多分感じることができると思うんですよ。7月はこうだったけど、こういうふうなところを頑張ったら11月はこう上がったんだと。みんなの士気が高まっていくと、子どもの士気も高まっていく。この7月、11月、2月というのが、いかに大事なのかと。7月の子ども、11月の家庭での子ども、2月は次の学年にまたぐ子どもの様子というのを、保護者も一緒に学校の先生と共有されると、守口としてもものすごく力強いものが生まれてくると思うんですよ。だから、7月、11月、2月にしたのは、ものすごくすばらしいことだと思います。口頭で今おっしゃいましたが、7月の評価はこうだ、11月はこうだと、あれは書くべきだと思うんですね。非常にいいポイントだと思います。

○教育長 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

今、委員から御意見いただきましたアンケート実施時期の意義につきまして、この紙面には表すことができておりませんが、各学校に伝える際にはそのことを文書化するなどして、この意図が明確に伝わるようにしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。



ほかに御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第16号につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第16号につきましては原案どおり承認いたしました。ありがとうございました。

それでは次に、日程第5、報告第3号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 報告第3号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」。

守口市教育委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり報告する。

令和3年4月22日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第3号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」、御説明申し上げます。

議案書4ページから5ページを御覧いただきますようお願いいたします。

教育委員会事務局職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第17号により教育委員会での決定事項でございますが、時間の関係及び発令の日程上教育長に対する事務委任規則第3条第2項により教育長が臨時に代理で決定し、5ページに示しておりますとおり、令和3年4月1日付で発令をいたしました。

以上、御報告申し上げ、御承認いただくものでございます。よろしく申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

特に、御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。

報告第3号につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

か。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第3号につきましては原案どおり承認いたしました。ありがとうございました。

それでは次に、報告事項に移ります。

報告事項1、「中学校等放課後学習支援事業業務委託事業者公募型プロポーザル方式選定委員会要綱について」の説明をお願いします。

○事務局 私からは、「中学校等放課後学習支援事業業務委託事業者公募型プロポーザル方式選定委員会要綱について」、報告させていただきます。

議案書7ページ、8ページを御参照ください。

小学校等における土曜日学習事業の成果や本市の「自学自習力の育成」に課題が見られること等を踏まえ、守口市立中学校及び義務教育学校後期課程の全8校に在籍する生徒のうち、様々な事情により塾等学校外での学習機会を得られず、家庭学習になかなか取り組むことができない生徒に対し、読み・書き・計算など日常生活やあらゆる学習の基礎となる国語・数学の2教科において、基礎基本を定着させ、日々の学習に意欲的に取り組めるようにするため、民間活力を活用した中学校等放課後学習支援事業を実施いたします。

委託事業者の決定については、価格だけでなく、効果的な指導方法や効果検証方法、生徒へのフォローアップ方法等を事業者に提案させ、その内容を反映させることでより事業の質を高められると考えられることから、公募型プロポーザル方式により選定いたします。

本要綱につきましては、中学校等放課後学習支援事業に係る業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるため、中学校等放課後学習支援事業業務委託事業者公募型プロポーザル方式選定委員会要綱を制定いたしました。

主な内容としましては、第1条では委員会の設置について定めております。第2条

では、委員会の所掌事務について。第3条では、委員会の委員について。第4条では、委員会の委員長及び副委員長について定めております。第5条では、委員会の会議に関する事項について。第6条では、委員会の庶務について。第7条では、委員会の委任について定めております。

要綱の施行期日については、令和3年4月1日からとし、令和4年3月31日限りで失効することとします。

現在の状況ですが、募集要領の公示を行いまして、事業者より提案書と見積書の提出を受け付けているところです。

事業内容につきましては、今後、事業者より提案を受けますが、こちらから示している主な事業内容について、説明をいたします。

対象学年を中学校等1年生から3年生とし、市内全体最大144名で実施します。教科は国語・数学とし、教材は中学校学習指導要領及び本市採択の教科書を踏まえ、対象生徒の習熟度等を踏まえた基礎・基本の定着に向け、適切なものを使用することとします。

実施回数等については、1校当たり週1回の年間38回の開催とします。各校と調整を行った結果、今年度につきましては、全校土曜日の開催で、時間につきましては多くの学校で18時から、2教科ですので50分、10分休憩を挟みまして50分の約2時間とします。

今後のスケジュールでございますが、5月下旬頃に事業者からのプレゼンテーションを受け、6月初旬に事業者を決定し、6月21日の週より事業を実施する予定としております。

生徒の募集につきましては、現在募集チラシを各校に配布し、一次締切をゴールデンウィーク明けの5月7日としております。その後、募集状況を見まして、参加者の再募集を募りたいと考えております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 本市では、小学校で既に実績があるわけですけれども、本市の事業について、プロポーザル方式で応募してくれる業者が現実的にはどれほどあるのかというのを、過去の経過を含めてある程度、推測できるのではないかと思うんですが、過去に小学校の事業展開において応募してくれた業者というのはどれほどあったんでしょうか、教えていただけますか。

○事務局 委員からの御質問につきまして、小学校等全校で土曜日学習を始める際にプロポーザルをしたときは、4社ほど質問等があったんですが、実際に来たのは1者でございました。また、一番初めに2校で始めたときのプロポーザルにつきまして、2者来られました。

○委員 2者。あんまりたくさんあるわけではないという中で選ばなくてはいけないわけけれども、そうすると小学校で対応していただいた業者とかぶるという可能性もあり得るわけですね。今後、小学校についても継続をしてやっていくということになれば、小中両方についてということになると思うんですが、その辺りについて業者がきちっと確保できるのかどうかという見通しについて、教えていただけませんか。

○事務局 現在、募集要領の公示を行っているところですので、業者にお話しすることはちょっと控えさせていただいておりますが、実際の中では各業者から、当然今していただいているところもこの形態というのは可能だということは言っております。そのほかの業者も、今質問を随時受け付けているところですが、数社から質問をいただいて、これどういうことですかと質問を受けていることもございますので、複数社来ていただけるものと今見込んでおります。

○委員 ありがとうございます。せっかく募集をしても不調に終わるということであつたら、それはちょっと困るなと思ったものですからお伺いしたんですが。ある程度、見通しが立つということだと思いますので、小学校の実績も生かしながら、

よりよいものになるようにということで御検討いただければありがたいと思います。

もう一点、38回にわたって144名の子ども達を受け入れようという方向であるというお話が今ありました。各校、学年ごとというふうに、一応算定するための数の計算としてはお話がありましたが、各学校の実態としてなかなかそのとおりに集まってくるかどうかというのは見通しが立たないところもあるのではないかと思います。その場合うまく枠をきちっと作って、それを超えた応募があった際にはその中から選ぶこともあり得ると思うんだけれども、凸凹があり得るというふうに思います。その辺り、調整のことについてはどのようにお考えかを御説明いただけますか。

○事務局 現在行っております土曜日学習におきましても、基本は各校20名程度としておりますが、委員おっしゃいますように凸凹がございまして、トータルで市全体としまして、土曜日学習については280名の枠であれば、この差については受け入れているところでございます。なので、中学校等のこの放課後学習につきましても、各校の人数としましては各学年6名で、1校当たり18名程度というのを想定しておりますが、そこも差があるところはトータル、合計で144名の枠内であれば全て受け入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。せっかく予算をつけていただいていますので、有効に使っていただきたいと思いますので、そこは柔軟に対応していただければということをお願いしておきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○教育長 今年度から始まる事業ですので、事業の効果や生徒に確実に学力がついているということも、立証していきたいと思っております。またどれぐらいの募集があるか分かりませんが、もしかしたら例えば中3の生徒が、高校受験が迫ってきたらこういう機会に参加したいというニーズも増えるかもしれないので、潜在的なニーズなんかも把握しながら、この事業を進めていきたいと考えております。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは次に、報告事項２、「スクール・サポート・スタッフ配置事業要綱について」の説明をお願いします。

○事務局　それでは「スクール・サポート・スタッフ配置事業要綱」につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書９ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

先般、守口市立学校の教職員を対象に、「守口市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「守口市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」を制定し、臨時的な特別の事情等がある場合を除き、時間外勤務時間の上限の範囲を１か月当たり４５時間、年間３６０時間と定め、教職員の時間外勤務時間の管理に努めてきたところでございます。しかしながら、本市立学校における令和元年度の教職員１か月当たりの平均時間外勤務時間は、小学校等においては３８時間、新型コロナウイルス感染症の影響により４月及び５月の２か月間を臨時休業とした令和２年度につきましては、２９．５時間となっております。また、中学校等におきまして、令和元年度は５８時間。令和２年度につきましては、４８．２時間となっております。

学校現場においては、授業以外に行事、生徒指導、部活動などの業務や授業で使用する教材等の準備、電話対応等に業務時間を費やしていることが、時間外勤務が発生する一因となっております。また、こうしたことに加え、今般のコロナ禍に伴う施設の消毒作業、児童生徒の検温等の確認作業等も必要となり、教職員の業務量が増加しているのが現状です。

これらのことから、教職員の業務負担軽減を実現し、教職員がゆとりをもって児童生徒の指導や教材研究等に注力できる環境を構築することで、児童生徒の学力向上をはじめとする教育のさらなる充実の実現を目指し、スクール・サポート・スタッフ配置事業を実施するための要綱を制定いたしました。

主な制定の内容としましては、第１条においてはスクール・サポート・スタッフ配

置事業の趣旨を、第2条においては職務を、また、第3条においては勤務時間について定めております。

なお、スクール・サポート・スタッフ配置事業の要綱は、令和3年4月1日から施行しております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 スクール・サポート・スタッフは、各学校で何名採用されているか教えてください。

○事務局 各学校当たり1名ずつ、義務教育学校のさつき学園については、前期課程、後期課程があることから2名配置をいたしております。

以上です。

○委員 学校によって、児童数とか規模とか様々だと思うんですが、今後サポート・スタッフを増やすという予定とかは、あるのでしょうか。

○事務局 このスクール・サポート・スタッフにつきましては、今年度新たな事業として始めたところでございます。学校の教職員の勤務状況等を今後把握しつつ、学校にとってこのスクール・サポート・スタッフでどのような効果が得られるか検証していき、また次年度以降の継続また拡大等については今後研究を進めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○教育長 ほかに御質問、御意見はいかがでしょうか。

○委員 スクール・サポート・スタッフの人材像を教えてください。どのような人材を想定されているかお伺いします。

○事務局 スクール・サポート・スタッフにつきましては、もともと教職経験のある方、又は保護者の方を対象としています。なお、保護者の方については、当該の校区以外の学校に勤務をいただくこと等に配慮しながら、それぞれの立場の方にお力を

いただいているところです。

以上でございます。

○事務局 補足ですが、特にスクール・サポート・スタッフは資格要件等を定めていることではございませんが、今が説明がありましたように、学校現場のことをよく御存じの方にできるだけ入っていただくことが学校教育の支援につながるものと考え、面接等を通じて適切に配置をしているところでございます。

○委員 ありがとうございます。引き続き、適任の方の人選をよろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

それではないようですので、次に報告事項3、「令和3年度実施守口市立学校管理職候補者等選考について」の説明をお願いします。

○事務局 私から、「令和3年度実施の守口市立学校管理職候補者等選考について」、御報告させていただきます。

恐れ入りますが、議案書10ページから13ページの各実施要領を御参照くださいますよう、お願いいたします。

本実施要領でございますが、大阪府の「小学校、中学校及び義務教育学校校長選考要領」等に基づき、校長、教頭及び指導主事候補者を選考するための目的・資格・選考内容、及び出願の手續等を示したものでございます。

それでは、実施要領について、説明させていただきます。

まず、10ページを御覧ください。こちらは、校長選考の実施要領でございます。校長選考の資格要件につきましては、35歳以上58歳以下の者となります。

次に、11ページを御覧ください。こちらは、教諭・行政職を選考対象にした特別選考要領であり、資格要件としまして、教諭等の職に10年以上ある者又は首席・指導教諭の職に選考年度末で2年以上ある者、府・市職員で教育に関する職に10年以上ある者が資格を有することとしております。



続きまして、12ページの教頭・指導主事選考要領でございますが、教頭につきましては35歳以上57歳以下の者で、教職経験が5年以上の者が年齢等の資格要件であります。指導主事につきましては、教職経験年数のみが資格要件であり、5年以上となっております。

最後に、13ページを御覧ください。特別選考につきましては、現小中学校教諭の職にないもので、栄養教諭・養護教諭の職にあるものは、小中学校教諭の免許状を有しない者であり、年齢については35歳以上57歳以下の者が教頭選考候補者の資格を有することとしております。

4月26日より、本要領に基づき願書の受付けを行ってまいります。候補者選考日程につきましては、校長候補者選考及び教頭・指導主事候補者選考を、7月3日土曜日の同日に実施いたします。

以上、簡単な説明ではございますが、御報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 1点、ちょっとお尋ねしたいんですが、管理職の候補者を集めるというのが、なかなか大変な状況が本市だけではなくどこにもあるというふうに聞いているんですけども、候補者をできるだけ広く集めるという意味で、条件に年齢の制限、下限をだんだんと下げてきて、今現在35歳以上という形になってはいますが、この年齢制限をだんだんと下げてきたことによって、実質該当する方が増えたあるいは希望する方が増えているという実績、実態があるのかどうか、ちょっと教えていただけませんか。

○事務局 この年齢資格につきましては、大阪府におきまして同様の要領を示しておることから、そこに準じて定めているところでございます。現在、本市におきましても、こういった年齢制限を下げることで、実際にこの年齢の下限である候補者等が実際に上がってきてる状況がございます。府下でも校長等の任用で、若い校長の方が任用に結びついてるということも報告を受けているところでございます。

○委員 確かに希望者を募るという意味で、年齢制限を緩めることによって枠が広がるというのはよく分かるんですが、校長先生になられる方がこの下限で言うと35歳ということになるわけですね。その条件、ほかの条件のところに、管理職経験を有するということが条件としてありますよね。ということになってくると、なかなか35歳で校長というのは、現実的にはなかなか無理なんではないかというふうに一方では思うんだけど、ある意味それぐらいの若い校長先生が出て、学校を斬新なものに変えていくということも、もしできるのであれば期待したいという思いも一方である中で、現実的に年齢を下げたからといって早々は、枠が広がったからといって希望者や該当者というのはあるかもしれませんが、なかなかそれに見合うだけの方がおられるのかどうかというのがちょっとよく分からないところがあって、若干心配する面があります。特に今年は御退職になる校長先生方もたくさんおられて、たくさん補充しなくてはいけないという状況があると聞いていますし、そういう状況の中にあって管理職を継続的に確保していくということがやはり喫緊の課題であるとは思っていますので、そこら辺りについてはただ年齢を下げたからいいというものでもないというふうに思うところがあって、ちょっとお尋ねしたわけですが。現実的に、昨今多数の退職者の方がおられる関係で新任の方も増えていると思います。要するに、全体の教職員の平均年齢といいますか年齢層が下がってきているという状況の中にあって、必然の結果というふうに一方で思えるものの、やはり校長先生になっていただく方にはそれだけの学識であり経験でありというようなものが必要だというふうに思っていますので、年齢のことだけにこだわらずに、やはり広くさらに求めていく、人材を求めていくという努力も一方で必要なんだろうというふうに思います。だから、そういう意味の掘り起こしといいますか、ある現場の管理職の方々も目を広く、視野を広げてそういう管理職に適する方々を掘り起こしていただけるようにというのを、改めてお願いしたいなというふうに思います。よろしく願いしておきたいと思います。

○教育長 ほかに、よろしいでしょうか。

それでは次に、報告事項4、「感染症や災害の発生時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導及び指導要録上の取扱いについて」の説明をお願いします。

○事務局 「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導及び指導要録上の取扱いについて」、報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書14ページ以降を御参照ください。

今回の通知では、感染症や自然災害等により臨時休業が行われるなど、児童生徒がやむを得ず登校できない場合においても、児童生徒の学びの保障を着実に実施するため、平常時からの備えや非常時における対応、そして登校再開後の配慮等、基本的な考え方が示されております。

恐れ入りますが、議案書30ページの資料を御参照いただけますでしょうか。横長の資料になっております。

まず、平常時につきましては、非常時を想定した備えが必要であることや、非常時にも学習を継続できるようICT環境を整備することが示されております。

非常時では、可能な限り感染リスクを低減、安全確保した上で、児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要とした上で、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、指導計画等に基づいて教師が学習指導と学習状況の把握を行うことと示されております。

また、登校再開後は、対面により学習状況を把握し、必要に応じて補充授業等を実施することや、進級・進学等に不利益が生じないように配慮することが示されております。

本市におきましても、昨年の10月頃から濃厚接触者に特定され出席停止となる児童生徒が増加したことや、学校全体を臨時休校せざるを得ない状況が相次いだことを受けまして、校長会にて学習計画をあらかじめ児童生徒や保護者に周知するなどの対応策を講じ、臨時休業や自宅待機となる期間も学習の機会を確保できるよう、保護者等の理解を得ておくことなどを指示しております。

また、1人1台のICT機器を整備し、学校ではオンラインを活用した学習指導が行える体制となっております。やむを得ず登校できない児童生徒の学びの保障を着実に実施するためにも、ICT機器を活用した授業並びにオンラインを活用した学習指導を行うよう進めております。

今回の通知内容を4月校長会にて伝達し、今一度、平常時からの備え、非常時の対応、登校再開後の配慮について自校の状況を確認するとともに、教職員と共有を図るよう指示しております。

恐れ入りますが、再度、議案書30ページを御覧いただけますでしょうか。

今回の通知では、これらの内容に加え、自宅等における学習と指導要録上の取扱いについても示されております。

指導要録上の取扱いについて、説明をさせていただきます。

非常時にやむを得ず学校に登校できない日数については、欠席日数としては記録しないことに加え、令和3年度よりオンラインを活用した特例の授業を実施したと校長が認める場合には、特例の授業として認められることとなり、その記録を指導要録の指導に関する記録の別記として、学年ごとに作成することと示されております。

オンラインを活用した学習指導を行った場合の記録として、議案書の次ページを御覧いただけますでしょうか。こちらが、小学校児童指導要録(参考様式)、様式2(指導に関する記録)別記の記入例となっております。

指導要録の様式については、教育委員会にて議決いただくところでございますが、本市では現在、指導要録の作成については校務支援システムを活用しており、今回の別記についても、事務負担軽減の観点から同システムにて作成できるよう進めていきたいと考えております。

現時点では、同システムのほうが国の参考様式となるとのことですが、システムの反映は2学期になると言われております。その際に、改めてお諮りしたいと考えております。システムが反映されるまでには、各校に出席簿等へ児童生徒が登校できない

理由、オンラインを活用した特例の実施日数、児童生徒の参加日数、実施方法の記載をお願いしております。

以上、簡単な説明ではございますが、現状の対応と併せ報告させていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 1つ、お聞きしてよろしいでしょうか。

○教育長 はい、お願いします。

○委員 やむを得ず欠席して、学校に登校しない児童生徒を欠席にはしないということはよく分かります。オンラインの授業をきちっと受けたという記録を残すということも分かりましたが、念のために確認しますが、出席扱いにもならないということですね。

○事務局 まず、欠席日数とならないというのは、出席停止等の扱いとなりますので、出席扱いというわけではなく、出席停止扱いになりますので、指導要録にはそのように記載がされます。

以上でございます。

○委員 しかし、家で遊んでいたのではなく、ちゃんとオンラインの授業を受けたい記録をしっかりと残すということですね。

○事務局 そのとおりでございます。

○委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

この文部科学省からの通知は2月に発出されたもので、令和3年4月からはもうこのようにするよという趣旨ですので、先日の校長会でも説明をさせていただきました。これは件名のとおり、児童生徒の学習指導及び指導要録上の取扱いについてということで、後ろの方だけに着目してしまうと要録が変わるだけなのかというようにちょっと誤解してしまう先生もいるのではないかと思います。うちの学校はそういったオンライン授業をやっていないから要録に書かなくてもいいんだと誤解しないよう

に、あくまでもやむを得ず登校できない子どもへの学習指導をしっかりとやっていくことが前提で、その上で指導要録上にはこういうふうを書くんだということですので、特に前段を一人一人の先生方にきちんと理解できるよう、各学校に指導をお願いしているところでございます。

それでは、報告は以上でございますが、ほかに何か御報告、連絡等がございますでしょうか。

○事務局 失礼いたします。

大阪府レッドステージ2における守口市立学校の今後の教育活動等について、御報告させていただきます。

恐れ入りますが、机上に横向きの資料を置かせていただいておりますので、御覧いただけますでしょうか。

大阪府において、4月14日より現在の感染状況等を踏まえましてレッドステージ2に引き上げることが決まりまして、府から授業や修学旅行それから部活動につきまして、要請がございました。

そのことを受けまして、本市では、授業につきまして分散登校や短縮授業は行わず通常形態を継続し、感染リスクの高い活動は実施しない、現行の対応を徹底するということを、まずは各学校に指示しております。

併せまして、感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行うようにすることも伝えております。

修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動につきましては、中止又は延期といたしております。こちらにつきまして、今までは受入先が駄目だというときだけ中止としておりましたが、今回のことを受けまして中止又は延期としております。これに伴いまして、校外学習等につきましては現在慎重に判断をして行うこととしております。ただし、当然府県間をまたぐ校外学習につきましては中止ということにしております。

部活動につきましては、原則休止としております。「ただし、公式大会への出場等、

学校が必要があると判断する場合は、感染防止策を徹底した上で活動時間を短縮して実施する。この場合でも、感染リスクの高い活動は実施しない。」としております。公式大会につきましては、「今後、概ね1か月以内にある北河内規模の大会もしくは、それにつながる大会等」としており、活動時間につきましても平日、学校の休業日を問わず1時間程度、必ず指導者の立会いの下、行うことというふうにしております。現在運動部では、春の大会が開催されていることから、それに向けまして各クラブではこの制限の中活動しているところがほとんどと聞いております。

以上、報告とさせていただきます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに、御連絡、報告がありましたら、お願いします。

○事務局 教育センターより、G I G Aスクール授業についての経過報告を3点いたします。

令和2年度に配備をいたしました児童生徒1人1台端末について、令和3年度の児童生徒の人数に合わせて端末の移動及び配付を行い、今年度の活用がスタートしております。4月校長会におきまして、各学校から保護者の皆様に向けて、端末貸与について学校や家庭で適切に扱っていただく旨の同意書を4月16日に配付しております。利用についてのガイドラインについては、教育センターのホームページ及び児童生徒のタブレットからアイコンをタップして確認ができるように設定しております。併せて、SIMカードなどの貸出申請書も配付しております。

1人1台端末の活用については、今年度は国の学習者用デジタル教科書の実証事業に参加しており、各学校1教科ではありますが学習者用デジタル教科書の活用について研究を行っていく予定です。しかしながら、全校において国の実証事業にエントリーしたものの、7校が不採択となってしまいました。この7校については、本市単独の事業として導入を進めるため、手続きを進めているところでございます。国の事業分のデジタル教科書については、申請済みで配付を待っている状態です。

また、今年度は市内で1人配置となるG I G Aスクール事業の支援を専門的に行う委託事業であるG I G Aスクールサポーター配置事業の業務委託に関して、4月19日に条件付き一般競争入札が行われ、株式会社 i i 1 0 4 が落札し、4月26日より配置が決定していることを併せて報告いたします。

現在も新型コロナウイルスによって出席停止により登校ができない児童生徒が存在します。その中でも1つ例に挙げると、よつば小学校の児童が5月6日まで出席停止になっている状態であります。この児童の生活リズムを崩さないよう、朝の会、終わりの会、また休憩時間にウェブ会議システムのZ o o mを活用してオンラインで繋がりを持つ工夫を行っています。児童もオンラインで参加するときには制服を着用するなど、保護者の協力の下、学校にも工夫をしていただいているところです。今後も引き続き、対応の支援を行ってまいりたいと考えております。

教育センターからは、以上です。

○教育長 何か御質問ございますでしょうか。

ほかに、御報告、連絡はございますでしょうか。

○事務局 先ほど、今後の教育活動等についてという通知が令和3年5月5日までという対応をしているところなんですけれども、併せまして今の臨時休業の対応の考え方なんですけれども、昨年末また年始にかけてまして定例会の中でも御議論をいただきました。臨時休業における基本方針の中で、昨年度までは府からの通知によりまして新型コロナウイルスに感染した児童もしくは生徒、また教職員等がいた場合には、3日間の臨時休業というような形で取扱いを定めていたところなんですけれども、昨年度の2月1日から一部、皆さんに御協議いただいて方針を変えまして、学校の全部又は一部を臨時休業するという形にいたしました。しかしながら、この春休みの間までは感染状況等もありできませんでしたが、4月の春休み以降、大久保中学校やよつば小学校などにおきまして感染者が発生しましたが、行動履歴を学校と教育委員会でよく共有いたしまして、また保健所の指導も受けた上で、学年の閉鎖というような取扱い



に一部変更させていただいております。ですので、感染した子どもや教職員の行動履歴にもよりますが、それによって学年において柔軟な対応を取って、他学年については学習保障をしていくというような形の方向で現在は考えて、方針として進めさせていただいております。臨時休業等、学年閉鎖等になりましたときには、逐一、総務課からまたメール等で各委員に御配付、御連絡をさせていただいているところでございますので、御了承いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○教育長     ありがとうございました。

何か、関連して保健給食課からないですか。臨時休業の状況とかいいですか。

○事務局     それでは、御報告させていただきます。

よつば小学校において、児童5年生の罹患が確認されましたので、令和3年4月14日水曜日から4月16日金曜日まで臨時休業を行いました。疫学調査の結果、濃厚接触者等なしということで、学校を予定どおり再開しております。

続きまして、大久保中学校の生徒、1年生1名の罹患が確認されました。そのため、令和3年4月14日水曜日から令和3年4月19日月曜日まで臨時休業を執り行いました。濃厚接触者等に該当する者はなく、また一般接触者の全員陰性という結果をもって、学年閉鎖の解除を行っております。

八雲東小学校の児童3年生1名、6年生1名の罹患が確認されましたので、令和3年4月20日火曜日から令和3年4月21日水曜日まで臨時休業を執り行っております。一般接触者全員の陰性が確認されましたので、学年閉鎖を解除しています。

藤田小学校の教職員1名の罹患が確認されました。そのため、4月20日火曜日から21日水曜日まで臨時休業を執り行っております。保健所より濃厚接触者等なしとの疫学調査の結果をもって、本日より学校を再開しております。

現在、守口小学校の児童2年生、6年生の罹患が確認されたため、4月21日水曜日から4月23日金曜日まで学年閉鎖を行っております。保健所の疫学調査については、現在調査中でございます。

最後に、第一中学校の生徒2年生につきまして、4月21日水曜日から4月23日金曜日まで1名の罹患が確認されておりますので同様に学年閉鎖を執り行っております。以上でございます。

○教育長　　ありがとうございました。

それでは、ほかに御報告、御連絡がないようでしたら、本日の定例会を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

閉会：午前11時10分